



情報マネジメントシステム

IMS認証機関/要員認証機関認定の実施に係る指針MD7

JIP-IMAC108-1.0b

2011年12月26日

一般財団法人 **日本情報経済社会推進協会**

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS 認証機関認定基準及び指針)、JIP-ITAC100 (ITSMS 認証機関認定基準及び指針)、JIP-BCAC100 (BCMS 認証機関認定基準及び指針)、及び JIP-IMAC300 (IMS 要員認証機関認定基準) に基づく認定の実施に係る共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF¹(国際認定フォーラム)指針文書 IAF MD7:2010（適合性評価機関に適用される制裁措置の整合性に関する IAF 必須文書²）（以下、IAF 必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。

- 2) IAF 必須文書に記載されている IAF 相互承認協定（MLA）に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies

³ 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

International Accreditation Forum, Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

IAF 必須文書

適合性評価機関に適用される制裁措置の 整合性に関する IAF 必須文書



Issue 1, Version 2

(IAF MD7:2010)

注：この文書は、IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies – Issue 1, Ver 2 の内容を変更することなく、本協会及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.8 参照) から入手できる。

2011 年 4 月 1 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF メンバーである認定機関 (AB)、及びそれらに認定された CAB は、該当する国際規格及びその規格を一貫して適用するための IAF 必須文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLA は二つのレベルで運用される:

- 検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム認証機関に対する JIS Q 17021、要員認証機関に対する JIS Q 17024 及び製品認証機関に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。
- 特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。

IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。

目 次

0. 序文	5
1. 引用文書	5
2. 制裁措置の開始	6
3. 実施可能な制裁措置	6
4. 整合性を確保した特定制裁措置	6
5. 通知	7
附属書 1	9

作業: IAF 技術委員会

完了日: 2010 年 6 月 26 日

承認: IAF メンバー

承認日: 2010 年 8 月 27 日

発行日: 2010 年 9 月 15 日

適用日: 2010 年 9 月 15 日

問い合わせ先: John Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +61 2 9481 7343;

Email: secretary1@iaf.nu

IAF 必須文書への序文

この文書の中では、“should”（…望ましい）という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。適合性評価機関(CAB)は、規格の要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関(AB)に対して実証できれば可能である。この文書では、“shall”（…なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。

適合性評価機関に適用される制裁措置¹⁾の整合性に関する IAF 必須文書

この文書は、この文書内に規定される特定の状況の下で、JIS Q 17011:2005 7.13 項の一貫した適用のために義務付けられている。この文書は、当該規格のいかなる要求事項に優先するものではない。

注¹⁾原文の **sanction** の日本語訳として「制裁」という語をあてた。これは、JIS Q 17011 7.13 を適用するために認定機関が適合性評価機関に対してとる措置の総称であり、それ以上の特別な意味はない。

0. 序文
 - 0.1 JIS Q 17011 に従い、認定機関は認定の一時停止、取消し、又は認定範囲の縮小に関する手順を保持していることが求められている (JIS Q 17011 7.13.1 項参照)。
 - 0.2 この文書の意図は、認定の申請者又は認定された適合性評価機関に、制裁措置を適用しなければならない状況、及びそれに伴って認定機関が行わなければならない通知について明確にすることである。
 - 0.3 以下は、IAF MLA の範囲で適用できるだけではなく、マネジメントシステム認証以外のものも含め IAF のその他のすべての認定活動にも適用できる。その他の状況では、認定機関の裁量による。
 - 0.4 2.では、認定機関による制裁措置に多くの場合繋がる状況を挙げている。3.では、通常、認定機関が段階的に適用する制裁措置について記述している。
 - 0.5 4.及び 5.は、すべての認定機関が整合性の取れたアプローチをしなければならない具体的な事例を記述している。
1. 引用文書
 - 1.1. JIS Q 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
 - 1.2. IAF-ILAC JGA 2007 Sydney Resolution 7 (IAF-ILAC JGA 2007 シドニー 決議 7) (附属書 1 参照)

2. 制裁措置の開始

2.1. 認定の申請者又は認定された適合性評価機関に制裁措置が適用される状況には次が含まれるが、それらに限られるわけではない。

- ・ 認定機関の定める手順に従って不適合を解決できなかった場合、
- ・ 苦情調査の結果が悪かった場合、
- ・ 認定シンボルの誤用・不実表示（JIS Q 17011 8.3.3 項及び備考参照）、
- ・ 料金の未払い。

3. 実施可能な制裁措置

3.1 実施可能な制裁措置には、次が含まれるが、それらに限られるものではない。

- ・ サーベイランスの強化（事務所審査、立会い、又は文書審査）、
- ・ 認定範囲の縮小（地理的範囲を含む）、
- ・ 一時停止、
- ・ 取消し、
- ・ 認定範囲の縮小／一時停止／取消し／不実表示についての公表、
- ・ 法的処置。

備考 1：この文書に概要を示した制裁措置の適用は、第三者、規制当局、国家の諸機関、又はその他の利害関係者による法的処置を排除するものではない。

備考 2：JIS Q 17011 8.1.1 g)項では、適合性認証機関の法規則の不順守が、認定機関の評判を落とすことになるだろうとみなす場合、認定機関はサービス提供を拒否することを規定している。

4. 整合性を確保した特定制裁措置

4.1. 以下の状況では、認定機関は、特定の制裁措置を取ることが要求される。

-
-
- 4.1.1. 不正行為の立証された証拠がある場合、適合性評価機関が意図的に虚偽の情報を提供した場合、又は適合性評価機関が認定規則に故意に違反した場合、認定機関は、認定取消しの手続きを開始しなければならない。
- 4.1.2. 適合性評価機関が、適合性評価機関を認定するための基準として使用される規格（例えば、JIS Q 17025 又は ISO 15189）に対して、認証を提供している場合、認定機関は、認定の一時停止のための手続きを開始しなければならない。適合性評価機関がこれを行うことにより、認定機関は意志に反して、適合性評価機関が実施するサービスと同じサービスを提供している状態に置かれることになり、これは、JIS Q 17011 4.3.6 項への違反となるからである。一時停止から先の決定は、適合性評価機関の取った処置をもとに、決定しなければならない。

備考： この必須文書に詳述されている処置は、JIS Q 17011 7.10 項に規定されている適合性評価機関の決定に関する異議申立ての権利を無効にするものではない。

5. 通知

- 5.1 4.1.1 項及び 4.1.2 項に述べた状況があり、認定の一時停止又は取消しに至り、認定機関の異議申立て手順に従って異議申立てがあり、それに対する決定が出た後、認定機関は、IAF 事務局に決定内容及び理由を通知しなければならない。IAF 事務局は、すべての IAF 加盟認定機関に対して、当該決定及び状況を、次の形で通知しなければならない。

「[認定機関名]は、[日付]、[立証された不適切行為の記述]に関して[適合性評価機関名]の認定の[‘取消し’ 又は ‘一時停止’]を行う。」

適合性評価機関に適用される制裁措置の整合性に関する IAF 必須文書の終わり

詳細情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <<http://www.iaf.nu>>

事務局 -

John Owen,

IAF Corporate Secretary,

Telephone +612 9481 7343

email secretary1@iaf.nu

附属書 1 :

IAF-ILAC JGA 2007 Sydney Resolution 7 - Certification to accreditation standards
(IAF-ILAC JGA 2007 シドニー決議 7—認定規格に対する認証)

IAF 及び ILAC 合同総会は、JCCC の勧告に基づいて、認定機関 (AB) による認定を受けている適合性評価機関 (CAB) が、CAB を認定するための基礎として使用されている規格 (例、JIS Q 17025 又は ISO 15189) に対する認証を提供している場合、当該 AB は、認定の一時停止のための手続きを開始しなければならない。なぜなら、CAB がこの行動を行うと、AB は、その意志に反して、CAB が実施しているサービスと同じサービスを提供している状態に置かれることになり、これは、JIS Q 17011 4.3.6 項の違反となるからである。一時停止から先の決定は、CAB の取った処置を見たうえで、決定しなければならない。

すべての IAF 及び ILAC 加盟 AB は、CAB との契約の中に、このような可能性についての適切な規定を入れなければならない。

備考：CAB が、その下請負契約者を審査し、CAB の要求事項を満たしていることを確認しなければならないことがあることは容認されている。この要求事項には、認定規格、例えば、JIS Q 17025 を含むかもしれない。審査の結果合格した下請負契約者に発行する書類には、これが、その下請負契約の諸目的のためだけであり、JIS Q 17011 に従った認証又は認定ではないことを明確に述べるのが望ましい。